

～航空局からのお知らせ～

[2019 年 2 月 4 日]

★航空法に基づく操縦士の飲酒基準を設けました

航空局では平成 31 年 1 月 31 日に航空局長通達を制定し、航空法第 70 条で禁止する酒気影響下での運航についての具体的な指針を制定しました。

本通達で定めた数値基準の目安である呼気中アルコール濃度：0.09mg/ℓ 以上である場合は当然として、例えば体内に保有するアルコールが微量であったとしても、個人の体質やその日の体調により正常な運航に影響を与える恐れがあるため、操縦士は少しでも（0.09mg/ℓ 未満であっても）アルコールが体内に残留している状態では航空業務を行うべきではありません。

これらは、航空会社所属の有無にかかわらず、自家用操縦士を含むすべての航空機乗組員に適用されます。

【背景】

航空局では、一連の航空会社における飲酒に係る不適切な事案を受け、平成 30 年 11 月 20 日に「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を設置し、航空従事者の飲酒に関する基準の検討を行い、同年 12 月 25 日には操縦士の飲酒に関する数値基準の設定や乗務前後におけるアルコール検査の義務化等について「中間とりまとめ」を行いました。

この「中間とりまとめ」を踏まえ、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体の体内アルコール濃度等について、以下のとおり定めました。

【基準】

1. 原則

酒精飲料による身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがある。このため、航空機乗組員は体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態で航空業務を行わないこと。

2. 航空法第 70 条の目安とする体内アルコール濃度等

次のいずれかに掲げる場合に該当する航空機乗組員は、酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態であり、航空業務を行わないこと。

(1) 身体に血液 1 リットルにつき 0.2 グラム以上又は呼気 1 リットルにつき 0.09 ミリグラム以上のアルコール濃度を保有している場合

(2) (1)の規定にかかわらず、酒精飲料の影響により、反応速度の遅延など航空機の正常な運航ができないおそれがあると認められる場合

以上を踏まえ、航空機乗組員の皆様におかれましては、飲酒による運航への影響を回避し運航の安全確保について万全を期すようよろしくお願いします。

○通達「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法 70 条関係）」

<http://www.mlit.go.jp/common/001271263.pdf>

○操縦士の飲酒に関する基準について「中間とりまとめ」（概要）

<http://www.mlit.go.jp/common/001271150.pdf>

○操縦士の飲酒に関する基準について「中間とりまとめ」（本文）

<http://www.mlit.go.jp/common/001271285.pdf>

○操縦士の飲酒基準について～航空分野の飲酒基準を厳しくします～（報道発表）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10\\_hh\\_000148.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000148.html)

---

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : [hgt-kogataki@ml.mlit.go.jp](mailto:hgt-kogataki@ml.mlit.go.jp)

TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）

小型機安全担当

---